

給油取扱所予防規程

(セルフサービス作成例)

第1章	総則
第2章	保安の役割分担
第3章	危険物の貯蔵及び取り扱いの基準等
第4章	点検及び検査その他の安全管理
第5章	工事中における安全対策
第6章	火災、地震及びその他の災害時に取るべき措置
第7章	教育及び訓練
第8章	予防規程に違反した者の措置
第9章	南海トラフ地震防災規程（該当・非該当）

事業所名

施設名

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき _____
給油取扱所（以下「当所」という。）における危険物の取り扱い作業、危険物の保安
について必要な事項を定め、火災及び危険物の流出、地震災害等による被害の軽減を
図ることを目的とする。

(適応範囲)

第2条 この規程は、当所に勤務又は出入りする全ての者に適応する。

(遵守義務)

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

(告知義務)

第4条 当所の従業員は、出入りする者に対し、必要に応じてこの規程の内容を告知し、
遵守させなければならない。

(規程の変更)

第5条 所長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取
扱者の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 所長は、規程の変更を行ったときは、八幡浜地区施設事務組合長に変更の申請をし
て認可を受けなければならない。ただし、個人名の変更についてはこの限りでない。

第2章 保安の役割分担

(組織)

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、別表1のとおり保安の役
割分担を定めなければならない。

2 所長は、別表1に定める危険物保安監督者が旅行、疾病その他の事故により不在と
なることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定し
ておかななければならない。

(所長の責務)

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとと
もに、施設が適正に維持管理されるよう努めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定め
るところにより、保安の確保に努めなければならない。

(危険物取扱者の責務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定める危険物の貯蔵及び取り扱い作業の安全を確保しなければならない。

(従業員の遵守事項)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取り扱い作業及び保安の確保に努めなければならない。

(監視者の職務)

第11条 監視者は、第14条に定めるところにより、顧客自ら給油作業又は容器への詰め替え作業（以下、「顧客の給油作業等」という。）を監視、制御し、顧客に対して必要な指示等（以下、「監視等」という。）を行わなければならない。

2 同時に複数の従業員により、前項の監視等を行う場合は、その内1名を危険物取扱者とし、他の者は危険物取扱者の指揮下で監視等を行わなければならない。

3 監視等を行う危険物取扱者の氏名等は、見やすい箇所に掲示しなければならない。

(営業終了時の保安管理)

第12条 危険物保安監督者又は危険物取扱者は、営業中又は営業終了時において、施設を巡回し異常の有無を確認しなければならない。

2 前項において異常が確認された場合は、あらかじめ作成した対応要領等により直ちに応急の措置を講じるとともに、所長に当該異常及び応急措置を講じた旨を報告しなければならない。

3 所長は、異常が発生した場合及び異常の応急措置を講じた場合は、全従業員にその旨を周知するとともに対応要領を指示し、二次災害の防止に努めなければならない。

第3章 危険物の貯蔵及び取り扱いの基準等

(貯蔵及び取扱基準)

第13条 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

(1) 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。

(2) 給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を確認するとともにその場所を離れないこと。

(3) 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い

危険物の種類及び量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。

- (4) みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
- (5) 危険物を給油又は積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。
- (6) 灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。
- (7) 給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

(顧客自ら給油作業等の取扱い基準)

第14条 顧客自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる場合においては、消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 監視者は、顧客の給油作業等を適切に監視すること。
- (2) 監視者は、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
- (3) 監視者は、顧客の給油作業等が開始されるときには、火気がないこと、その他安全上支障がないことを確認したうえで、顧客の給油作業等が行える状態にすること。
- (4) 監視者は、顧客の給油作業等が終了したとき及び顧客用固定給油設備と顧客用固定注油設備（以下、「顧客用固定給油設備等」という。）のホース機器が使用されていないときは、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。
- (5) 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、所内全ての固定給油設備及び固定給油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。
- (6) 火災を覚知した場合は、別表1のとおり必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

(顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定)

第15条 顧客用固定給油設備等の1回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり設定し、容易に変更することのないよう管理しなければならない。

油 種	数 量	給油時間
ガソリン	100リットル以下	4分以内
軽 油	200リットル以下	4分以内
灯 油	100リットル以下	6分以内

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第16条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 給油又は注油、自動車の点検、整備若しくは洗車と関係がない者をもっぱら対象とするような業務を行わないこと。
- (2) 休日等に給油業務を行っていないときは、従業員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展開すること。
- (3) 所内にいる顧客等の状況に応じ、十分な従業員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

(駐 車)

第17条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、あらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

第4章 点検及び検査その他の安全管理

(危険物施設の点検)

第18条 当所の構造及び設備等を適正に維持管理するため、次の周期及び区分ごとに点検を実施しなければならない。

定期点検	毎日点検	★ 法定点検 漏えいの早期発見のため、地下貯蔵タンクの危険物の量を測定する。
	週1回点検	★ 自主点検 損傷や故障があれば、直ちに火災等の災害につながるおそれのある設備の点検
	毎月点検	★ 法定点検 漏えい検知管により、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏えいの有無を確認する。
	6か月点検	★ 自主点検 毎日点検より詳しく各部を点検する。
	年1回点検	★ 自主点検 毎日点検・毎月点検以外に実施する総合的な点検 ★ 法定点検 (漏れの点検を除く。) 給油所の諸設備を危険物取扱者が年1回以上点検し、安全を確認する。
※ 法定点検：消防法で義務付けされている点検		

- 2 _____を点検責任者として定め、前項の点検を実施しなければならない。
- 3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告して修理等を行わせるようにしなければならない。
- 4 第1項により点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。
- 5 漏えい点検の周期延長をする場合は、地下貯蔵タンク等の在庫管理及び危険物の漏えい時の措置等について、「点検実施計画書」により点検を実施しなければならない。

(改修、補修)

第19条 当所の改修、補修工事を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

- 2 前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行わなければならない。

第5章 工事中における安全対策

(工事責任者)

第20条 工事請負業者は、工事責任者を定め、所長に報告しなければならない。

(連絡及び保安情報の共有)

第21条 工事責任者は、所長と綿密な連絡を保ちながら作業を行わなければならない。

- 2 工事責任者、協力業者及び所長は、当該工事に係る保安情報を提供するとともに相互に情報を共有しなければならない。

(工事責任者の責務)

第22条 工事責任者は、この規程を遵守し、工事の監督にあたるとともに、全従業員に周知徹底を図り、作業の安全を確保しなければならない。

(作業工程)

第23条 工事責任者は、作業工程表を作成して所長の承認を受け、工程表に基づいた作業を行わなければならない。また、工程に変更が生じた場合も所長の承認を受けなければならない。

(作業員の立ち入り場所)

第24条 作業者は、当所の当該工事に関係のある場所以外への立ち入りを禁止する。ただし、所長の許可を受けた場合はこの限りでない。

(保安上の措置)

第25条 工事請負業者は、所内の危険物の貯蔵、取り扱い状況を十分に把握し各工程に応じた保安上の措置を講じなければならない。

(火気使用許可)

第26条 工事責任者は、作業上火気等の使用が必要となる場合には、火災予防上の措置を定めて、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。

(火気使用の制限等)

第27条 所長は、気象条件等により、火災予防上必要であると認めるときは、火気の使用を制限し、又は停止させることができる。

第6章 火災、地震及びその他の災害時に取るべき措置

(自衛消防隊)

第28条 所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は別表1のとおりとする。

(事故発生時の措置及び消火活動等)

第29条 事故発生時の措置、消火活動等は、次により行わなければならない。

- (1) 火災又は危険物の流出事故等が発生した場合には、自衛消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、顧客等の避難誘導、消防機関への通報、危険物の流出拡散防止等の応急措置を講じること。
- (2) 危険物が敷地外に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡散防止、回収等の応急措置を講じること。

(地震に対する事前対策)

第30条 地震による被害を未然に防止し、軽減させるため、適宜、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 建物、その他の付随する施設及び設備等の倒壊、転落、落下物の有無等を確認すること。
- (2) 消火設備及びその他安全装置の作動状況を確認すること。

(地震発生時の措置)

第31条 地震発生時は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 自衛消防隊長は、隊員を指揮し、直ちに危険物の取り扱い作業を中止するなど、当所からの出火防止及び危険物の流出防止を図ること。

(2) 隊員は、顧客等への必要な指示及び混乱防止のための措置を講じるとともに、安全な場所に避難誘導すること。

(地震後の措置)

第32条 地震後の二次災害防止のため、自衛消防隊長は、地震の揺れが治まった後に人員点検を行い、別表2により施設の点検を実施して営業の可否を判断しなければならない。また、点検の結果、支障をきたすものにあつては、直ちに適当な応急措置を施すとともに、火災又は危険物漏えいの危険性が高い箇所から順次実施しなければならない。

(風水害による対策)

第33条 風水害による対策は、平時からの事前の備え、危険性が高まってきた場合の応急対策及び天候回復後の点検・復旧について、別表3のチェックリストにて確認しなければならない。

第7章 教育及び訓練

(保安教育)

第34条 所長は、従業員に対し、次により保安教育を実施しなければならない。

対象者	実施時間	内 容
全従業員	___回/年	1 予防規程の周知徹底 2 火災予防上の遵守事項 3 安全作業等に関する基本的事項
新入社員	入社時	4 各自の任務、責任等の周知徹底 5 工事中における保安対策 6 地震、津波、風水害対策に関する事項 7 その他危険物の貯蔵及び取り扱いに関する保安上必要な事項
監視者	監視等の業務に従事する前	8 危険物の性状に関する知識 9 火災予防・消火の方法等に関する知識 10 当所の設備の構造・操作等に関する事項

(訓練)

第35条 訓練は、基本訓練と総合訓練とし、基本訓練は6か月に1回以上、総合訓練は1年に1回以上とし、次により実施しなければならない。

(1) 基本訓練は、消火、通報及び避難訓練とする。また、非常発電機設置施設においては、電源喪失を想定した非常発電機による電源確保等の機能点検訓練でも認められること。

(2) 総合訓練は、基本訓練、危険物取扱作業の緊急停止、流出した危険物の拡散防止等の防災活動を有機的に連携し、総合的に行うこと。

(記録の保存)

第36条 所長は、保安教育又は訓練を実施した場合は、別表4の様式で記録し、これを3年間保存しなければならない。

第8章 予防規程に違反した者の措置

(違反者の措置)

第37条 所長は、この規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止させるとともに、嚴重注意その他必要な措置を取らなければならない。

第9章 南海トラフ地震防災規程

(南海トラフ地震防災規程)

第38条 南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る防災対策については、別記「南海トラフ地震防災規程」において定めなければならない。

※ 南海トラフ地震防災規程の非該当施設は、第9章を二重線で取消すか削除すること。また、その他の条項については、各事業所で修正すること。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

別表1 (第6条・第28条関係)

自衛消防隊保安管理任務分担表

役 職	氏 名	在・不在	非常時の任務代行者	任 務 分 担
所 長				自衛消防隊長
危険物保安監督者				
危険物取扱者				通報・連絡係
従 業 員				消火・油処理係
従 業 員				避難・誘導係

自衛消防隊長・・・ 災害活動全般の指揮及び災害の拡大防止に関すること。

通報・連絡係・・・ 消防機関への通報、所内・所外関係者への連絡、消防隊の誘導、情報提供

避難・誘導係・・・ 顧客を敷地外の安全な場所に避難、誘導

消火応急措置・・・ 初期消火、流出油防止措置等

※ 営業中、従業員が一人の場合は、社内規定の災害対応マニュアルに沿って行動すること。

別表2（第32条関係）

地震発生後の点検・検査項目

営業の可否 点検箇所	可 能		不 可 能
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害なし ・応急措置により使用可能 ・危険物保安監督者 在 		<ul style="list-style-type: none"> ・被害程度により使用不能 ・危険物保安監督者 不在
出火危険	有・無	危険箇所（可能・不可能）	
油の漏えい	有・無	危険箇所（可能・不可能）	
キャノピー	有・無	倒壊・破損・破壊・亀裂 → 応急措置（可能・不可能）	
防火塀	有・無	倒壊・破損・破壊・亀裂 → 応急措置（可能・不可能）	
計量機	有・無	転倒（基）・傾斜（基）・破損（基）・脱落（基） 応急措置（可能・不可能）	
付随設備	有・無	転倒・傾斜・破損・脱落 → 応急措置（可能・不可能）	
地盤面	有・無	亀裂・沈下・タンク浮き上がり → 応急措置（可能・不可能）	
道路との段差	有・無	車両進入（可能・不可能） → 応急措置（可能・不可能）	
建築物	有・無	転倒・傾倒・破損 → 応急措置（可能・不可能）	
露出配管	有・無	漏えい・破損・変形 → 応急措置（可能・不可能）	
埋設配管	有・無	漏えい・破損・変形 → 応急措置（可能・不可能）	
油分離槽	有・無	使用不能・一部破損・変形 → 応急措置（可能・不可能）	
排水溝	有・無	使用不能・一部破損・変形 → 応急措置（可能・不可能）	
ガス	有・無	使用不能・一部破損・変形 → 応急措置（可能・不可能）	
電気	有・無	使用不能・一部破損 → 素人工事での応急措置はしない 発電機の使用 → 可能・不可能	
水道	有・無	使用不能 → 応急措置（可能・不可能）	
電話	有・無	使用不能 → 携帯電話（可能・不可能）	
周辺の被害状況	有・無	火災多数・被害拡大危険・倒壊建物多数・液状化・道路亀裂 ↓ 5項目のいずれかに該当すれば再開不可能	

※ 給油所の構造、設備の状況により点検項目を変更すること。

別表3 (第33条関係)

チェックリスト

フェーズ		浸水・高潮対策	土砂対策	強風対策	停電対策
平時からの事前の備え	災害リスクの確認	<input type="checkbox"/> 地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。 <input type="checkbox"/> 浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。			
	計画等の策定	<input type="checkbox"/> 大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・提言するために必要な措置を検討し、計画を策定する。 <input type="checkbox"/> タイムラインを考慮し、気象庁や市町が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。 <input type="checkbox"/> 計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。 <input type="checkbox"/> 危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等、判断基準や実施要領を策定する。 <input type="checkbox"/> 天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。 <input type="checkbox"/> 計画や実施要領等を予防規程の関連文書等に位置づける。			
	対策の準備	<input type="checkbox"/> 停電に備えバックアップ電源（自家発電設備や可搬式発電機等）を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。 <input type="checkbox"/> 停電時に燃料供給を実施できるよう、緊急用資機材を準備する。 <input type="checkbox"/> 建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には土のう、止水板、水密性のあるシャッターやドア等を準備する。 <input type="checkbox"/> 浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。			
	訓練等の実施	<input type="checkbox"/> 実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。 <input type="checkbox"/> 各市町の地域防災計画に基づく関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。			
風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策	<input type="checkbox"/> 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。 <input type="checkbox"/> 従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行い、施設を停止する場合は主電源（ブレーカー）を落とす。 <input type="checkbox"/> 浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出等周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。 <input type="checkbox"/> 危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。 <input type="checkbox"/> 浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。				
	<input type="checkbox"/> 土のうや止水板等により、施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。		<input type="checkbox"/> 強風によりキャノピー等が破損しないよう、耐風性能を再確認する。		<input type="checkbox"/> 自家発電設備等で所要の電力を確保する。
	<input type="checkbox"/> マンホール、通気管を閉鎖し、危険物の流出防止とともに、地下タンクや配管への水や土砂の混入を防止し、危険物運搬容器（エンジンオイル等）を施設外に流出しないようにする。		<input type="checkbox"/> 計量機をロープ等で固定する等転倒防止策を講じる。 <input type="checkbox"/> 飛来物により建築物が破損しないようシャッター等で保護する。		<input type="checkbox"/> 緊急用資器材を準備する。
天候回復後の点検・復旧	<input type="checkbox"/> 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。 <input type="checkbox"/> 浸水した施設では、地下タンクへの水混入の有無等を確認する。 <input type="checkbox"/> 復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。				

電力復旧時の通電火災や漏電防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。

別表4（第36条関係）

保安教育・訓練実施記録表

事業所名	
実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
実施場所	
教育訓練種別	
内 容	
教育訓練責任者	
参加者名	
備 考	